**様式２**

企画書

（林業者等における資金ニーズ等に関する調査検討業務）

令和５年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案者 | ふ　り　が　な名称 |  |
| ふ　り　が　な代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| ふ　り　が　な担当者名 |  |
| 所属、肩書 |  |
| 連絡先住所 | ※所在地と異なる場合のみ記載 |
| 電話番号等 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |
| 共同提案者（単独提案の場合は記載不要） | ふ　り　が　な名称 |  |
| ふ　り　が　な代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| ふ　り　が　な担当者名 |  |
| 所属、肩書 |  |
| 連絡先住所 | ※所在地と異なる場合のみ記載 |
| 電話番号等 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

※共同提案する場合は、提案者及び共同提案する個別の企業等ごとに記入してください。

※共同提案者が２者以上の場合は、適宜記入欄を追加してください。

＜企画書作成について＞

１　以下の様式を参考に、「Ⅱ　仕様書」の４に掲げる内容を盛り込んだものとし、A4サイズで作成してください。用紙の向きは縦でも横でも構いません。

２　日本語で作成してください。

３　必要に応じて、表や図を入れてわかりやすく記載してください。

４　独自提案の内容は、【独自提案】などの表記によりわかるように記載してください。

１　有識者の選定

（１）体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属・役職 | 略歴 | 主な役割と業務 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（２）選定理由

２　調査の検討及び実施

（１）調査対象者の把握と抽出

※　調査対象となる者の情報先及び手法、調査対象者の抽出に当たっての考え方、抽出数及び本業務の成果を得るに当たって適正であるとする理由を記載してください。

（２）調査項目及び調査手法の検討

※　想定している具体的な調査項目、調査手法が効率的かつ効果的であるとともに、調査対象者に過度な負担とならないための工夫、有効回答率を確保するための工夫等を記載してください。

（３）調査の実施

※　調査の成果を高めるための具体的な提案や工夫、回答率が低位になると見込まれる場合に追加的に講ずる措置等を記載してください。

３　調査結果のとりまとめ、分析及び報告書の作成

※　主なとりまとめイメージ、普及方策につなげるための分析の視点、１の有識者の活用方法等について記載してください。

４　実施スケジュール

　　*【記載例】*

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ･･･ | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | 備考 |
| *有識者からの意見聴取* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *調査計画の作成* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *調査対象者の把握と抽出* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *調査項目と調査手法の検討* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *調査の実施* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *（未回収の督促）* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *調査結果のとりまとめ、分析* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| *報告書の作成* |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　線表を用いるなどしてわかりやすく月別に示してください。

5　実施体制

関係者一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属・役職 | 略歴 | 本業務における役割・主な担当業務 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

体制図

*【記載例】*



※　一覧表等により、従事者全員の氏名、所属・役職、略歴、本業務における役割・主な担当業務を記載してください。

※　体制図等により、再委託先（外注を含む。）、協力先などを含め全体の関係性がわかるように記載してください。

※　共同提案の場合は、企業等ごとの責任と役割を明確にしてください。

※　再委託（外注を含む。）を行う場合は、別紙により、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記してください。（ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできません。）

※　経理処理体制についても必ず記載してください。

６　過去５年間に担当した調査業務実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業概要 | 実施年度 | 申請先 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）を記載してください。

※　本業務の予定時期において、本業務と類似の申請をしている（申請予定を含む。）場合は、それも含めて記載してください。

７　ワーク・ライフ・バランス等の推進

※　以下の認定等の状況を記載するとともに、認定書等の写しを添付してください。該当しない場合には、「該当なし」と記載してください。それ以外の補足的な記載は不要です。

　　なお、いずれについても企画書提出時点において認定等の期間中であることが必要です。

・　女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）

・　次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況

・　女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

８　添付資料

※　適切な財政基盤等を有していることの確認のため、３期分の決算書を添付してください。

※　賃上げを実施した場合は、その根拠となる資料を添付してください。

**様式３**

入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

|  |
| --- |
| １　入札説明書等をお受け取りいただいた事業者様で、入札・企画競争に参加されない場合には、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。２　一者応札・一者応募の改善は当信用基金の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務改善につなげていくために、いただいた回答書を内部資料として活用させていただくこととしております。何卒ご協力の程お願い申し上げます。なお、内容につきまして個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。E-mailの場合のタイトル：「（入札・企画競争の件名\_〈貴社名(略称可)〉：不参加理由送付」宛先：入札説明書等に記載のアドレス、ファクシミリ番号◆提出期限：開札日後、１週間以内でお願いします。独立行政法人農林漁業信用基金　総務経理部総務課　 　 |

　令和　　年　　月　　日

入札不参加等の理由・御意見等のアンケート調査

**１　件　名：**

**２　提出者**

1. 貴社名・部署名：
2. 御担当者氏名 ：
3. 電話番号：
4. 電子メールアドレス：

**３　不参加等理由：（適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないまま御提出いただいても結構です。）**

**該当する項目の〔　〕に「○」を付してください（複数回答可）。**

* 1. **〔　〕**自社で納入物件が確保できない。
	2. **〔　〕**自社で業務従事者が確保できない。
	3. **〔　〕**当該業務について自社の経験・実績が少なかった。
	4. **〔　〕**同時期に他の入札もしくはその予定があった。
	5. **〔　〕**現行受注者が有利と思われ、自社の受注は難しいと判断した。
	6. **〔　〕**自社の業務内容と合致しなかった。
	7. **〔　〕**その他（具体的に記載ください）

**４　その他ご意見・ご要望**

※入札説明書等で改善すべき点などについての御意見・御要望があれば記入ください。

|  |
| --- |
|  |

（ご協力ありがとうございました。）

Ⅱ　仕様書

１　業務名

林業者等における資金ニーズ等に関する調査分析業務

２　目的

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する国の支援策の充実等により、林業者等における信用保証ニーズは減少傾向にある。

一方、我が国の森林資源は主伐期を迎えつつあり、いわゆるウッドショックを契機とし、国際情勢の不安定化も相まって国産材需要が高まっていることから、林業者等における資金ニーズ自体は高まることが想定される。

こうした情勢の下、今後とも当信用基金が持続的・安定的に林業者等の信用補完を行っていくため、林業者等における経営状況や現在及び今後の潜在的な資金ニーズ等を把握することにより、今後の林業信用保証制度の普及推進方策に反映する。

３　業務期間

契約締結日から令和６年１月31日まで

４　業務内容

受託者は以下（１）及び（２）に掲げる業務を実施する。また、業務を実施するに当たっては、（３）の実施体制を整備するものとする。

なお、業務を進めるに当たっては、業務の各段階（（１）ア～ウ及び（２））において、有識者（金融や林業・木材産業に知見を有する学識経験者及び関係者等。以下同じ。）からの意見聴取を行い、その意見等を踏まえて対応を検討することとする。

（１）調査の検討及び実施

本調査は３か年に１回程度の頻度で実施することを想定し、北海道、東北地方及び中部地方（※）を対象に、次に掲げる対象者や項目等を検討するものとする。

※北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

ア　調査対象者の把握と抽出

国や地方自治体等が公表又は保有するデータ等を活用して、調査対象となる林業者等（林業信用保証業務細則（平成15年10月３日付け独信基(303)平成15年第0016号）第３条に定める者。以下「調査対象者」という。）の所在、業種、経営形態等の情報について把握した上で、調査対象者の抽出を行う。なお、調査対象者の抽出に当たっては、特定の地域や属性に偏らないこと及び抽出数が本業務の成果を得るに当たって適正である根拠を示すものとする。

イ　調査項目及び調査手法の検討

調査項目については、調査対象者の業種、種類（会社又は個人）、規模（資本金、従業員数）等の基本情報とともに、資金ニーズ、経営の方向性、現在及び将来の資金調達の意向がある場合の目的及び内容、資金調達先等に係るもののほか、当信用基金の林業信用保証の認知に関するものなど制度の普及に当たってのターゲットや手法を念頭に置いたものを設定するものとする。

調査手法については、効率的かつ効果的であること及び調査対象者に過度な負担とならないことに留意し決定するものとする。なお、有効回答率が40％以上となることを目安とし、回答率を確保するための方法について、あわせて示すものとする。

　　ウ　調査の実施

調査は、林業調整室と事前調整を十分に行った上で実施するものとする。

なお、調査に当たっては、イで提案した回答率を確保するための方策を確実に履行するとともに、それでもなお回答率が低位になると見込まれる場合は、追加的な措置を講ずるものとする。

（２）調査結果のとりまとめ、分析及び報告書の作成

（１）で実施した調査についてとりまとめ、業種別や規模別等の分析を行い、今後有効と考えられる普及方策について検討した上で、これらを含む報告書を作成するものとする。

（３）業務の実施体制

本業務の実施に当たっては、業務を統括する責任者、業務を優先して行う専任の担当者を置くものとする。

５　事業の成果品について

（１）受託者は、令和６年１月31日までに、成果物として、４（２）で作成した調査報告書（紙媒体）を３部製本し、その電子ファイル（PDFにまとめたもの及び加工可能な元ファイル）を収めた電子記録媒体（DVD-R）１部を当信用基金林業調整室（以下「林業調整室」という。）に提出すること。

なお、納入する電磁的記録媒体は、ウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付して提出すること。

（２）本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

６　その他

（１）受託者は、企画書を元に、林業調整室と打合せを随時行い、事業を実施すること。

（２）受託者は、調査の進捗状況等の定期報告を行うほか、林業調整室の求めに応じて実施状況及び対応方針等についての調整を行うこと。

（３）業務の目的を達成するために、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は業務の内容を変更する必要が生じたときは、当信用基金と受託者が協議を行うものとし、受託者は当信用基金の希望に対し可能な限り柔軟に対応すること。

（４）受託者は、仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた事項並びに新型コロナウイルス感染症に起因して実施内容を変更する場合については、林業調整室と適宜協議を行い、必要に応じ委託契約書に則った手続を行うこと。

 以上

　Ⅲ　審査要領

１　業務名

林業者等における資金ニーズ等に関する調査分析業務

２　選定委員会

（１）委員長 総括理事（林業担当）

（２）委員 理事（林業担当）、総括調整役（林業担当）、総務経理部長、

考査役（林業信用保証業務担当）、林業調整室長

３　企画書等の評価

（１）採点項目及び配点等　　　別紙採点表のとおり

（２）採点基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価 | 加点基準欄の得点のうち採用する得点 |
| 加点基準欄の得点が３段階の項目 |  |
|  | 期待水準を上回る  | 最高点 |
|  | ほぼ期待水準 | 上から２番目の点 |
|  | 期待水準と比して不満足 | 最低点 |
|  | 記載なし | ０点 |
| その他の項目 | 加点基準欄の得点の範囲で加点 |

（３）欠格事項

①　提案者が提出した見積書の記載金額が、当信用基金の定める契約限度額を超える場合は、欠格とする。

② 採点表のうち必須項目としている項目については、必ず満たす必要がある項目であり、そのうち一項目でも基準を満たさないものがある場合には、他の企画内容に関係なく、欠格とする。

③　採点表の①から④までの合計点が、配点の６割に満たない場合には、欠格とする。

４　企画書の特定方法

選定委員会は、各委員から提出された評価を基に以下の方針に沿って討議し、最適な企画書を特定する。

（１）採点表の①から④までの評価において、委員の一人でも欠格とした企画書は、不合格とする。

（２）４（１）を除いた企画書の中で、最高点を付した委員の人数が最も多い企画書を第一順位とする。

（３）４（２）において、最高点を付した委員が同人数の企画書が複数ある場合には、すべての委員の評価点数の合計が最も多い企画書を第一順位とする。

（４）４（３）においても同点数の企画書が複数ある場合には、委員長が特定する。

以上

別紙（採点表）

提案者：　　 　採点者：

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目及び評価の視点 | 必須 | 配点 | 加点基準 | 採点 | 記載頁 |
| ①　有識者の選定 |  | 20 |  | 　 | 　 |
| 　　 | ・　意見聴取を行う有識者の構成について、具体的な提案がなされているか。 | 〇 | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ・　各業務において有識者からどのような意見聴取を行うかの提案がなされているか。 |  | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ②　調査の検討及び実施 |  | 30 |  | 　 | 　 |
| 　　　　　　 | ・　調査対象者の把握方法について、具体的な提案がなされているか。 |  | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ・　調査対象者の抽出について、具体的な提案がなされており、その根拠が示されているか。また、その規模（対象者数）は適正か。 | 〇 | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ・　調査項目について、具体的な提案がなされており、その項目とする考え方が示されているか。 | 〇 | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ・　調査対象者に過度な負担とならないことに留意した手法となるよう工夫がされているか。 |  | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ・　有効回答率を確保するための方法について具体的に示されているか。 |  | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ・　有効回答率が低位になると見込まれる場合の追加的な措置が提案されているか。 |  | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ③　調査結果のとりまとめ、分析及び報告書の作成 |  | 10 |  | 　 | 　 |
| 　 | ・　調査結果のとりまとめ方法や分析方法について、具体的な提案がなされているか。 | 〇 | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ④　実施スケジュール、実施体制 |  | 40 |  | 　 | 　 |
| 　　 | ・　具体的かつ実施可能なスケジュールとなっているか。 | 〇 | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ・　責任者や役割分担が具体的に示され、確実に実施できる体制が整っているか。 | 〇 | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ・　遂行可能な人員数が確保されているか。 | 〇 | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ・　主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が確保されているか。 |  | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ⑤　過去５年間に担当した調査業務実績 |  | 10 |  | 　 | 　 |
| 　 | ・　類似・関連業務の実績が十分にあるか。 |  | 10 | 1,5,10 | 　 | 　 |
| ⑥　ワーク・ライフ・バランス等の推進（※１） |  | 10 |  | 　 | 　 |
|  | ・ 女性活躍推進法に基づく認定 |  | 10 | ※２ | 　 | 　 |
| ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 |  | 8 | ※３ | 　 | 　 |
| ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 |  | 8 | ※４ | 　 | 　 |
| ⑦　独創性 |  | 10 |  | 　 | 　 |
| 　 | ・　創意工夫のある提案内容があるか。 |  | 10 | 0～10 | 　 | 　 |
| ⑧　経費処理の適正性 |  | 10 |  | 　 | 　 |
| 　　 | ・　経費の積算に無駄がなく妥当であるか。 |  | 5 | 1,3,5 | 　 | 　 |
| ・　本業務を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。 |  | 5 | 1,3,5 | 　 | ３期分の決算書を添付 |
| ⑨　賃上げの実施を表明した企業等 |  | 10 |  | 　 | 　 |
| 　 | ・　事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明していること（大企業）・　事業年度において、対前年度比で給与総額を1.5％以上増加させる旨、従業員に表明していること（中小企業等） |  | 10 | 0～10 | 　 | 該当あれば根拠資料を添付 |
| 合計 |  | 150 |  | 　 | 　 |
| うち①～④ |  | 100 |  | 　 | 　 |
| うち⑤～⑨ |  | 50 |  | 　 | 　 |

※１：複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い項目を加点する。

※２：プラチナえるぼし10点、えるぼし３段階目は８点、２段階目は７点、１段階目は４点、行動計画は２点とする。

※３：プラチナくるみんは８点、くるみん新基準は６点、くるみん旧基準は４点とする。

※４：ユースエールは８点とする。

Ⅳ　契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と●●●(以下「乙」という。)とは、次の条項により「林業者等における資金ニーズ等に関する調査検討業務」の委託に関して契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条　乙は、別紙の林業者等における資金ニーズ等に関する調査検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、「林業者等における資金ニーズ等に関する調査検討業務」（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の内容）

第３条　乙は、別紙「仕様書」の「４ 業務内容」に定めるとおり業務を実施するものとする。

（契約金額）

第４条　本契約の契約金額は、○○○○○○○○円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（契約期間）

第５条　契約期間は、契約締結日から令和６年１月31日までとする。

（契約金額の請求及び支払）

第６条　乙は、第３条に規定する業務について履行し、第10条に定める甲の検査を受け、合格した場合は、第４条に定める契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

２　甲は、乙から適法な支払請求書を受理し、妥当と判断したときは、受理した日から30日以内に請求のあった契約金額を支払わなければならない。

（契約保証金）

第７条　甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（監督）

第８条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

２　乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（検査）

第９条　乙は、第３条に規定する業務内容を終了し、仕様書の「５　事業の成果品について」に基づく成果物を提出した際は、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を速やかに受けなければならない。

２　甲は、第３条に規定する業務内容の終了日から30日以内に検査を行わなければならない。

３　乙は、第１項の規定による検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

４　乙は、第１項の規定による検査の結果、不合格の場合は、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品の納入等を行い、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

５　前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

（責任者及び作業責任者）

第10条　乙は、契約締結後速やかに、業務の管理を行う責任者を選任し、書面により甲に通知するものとする。なお、乙は仕様書「４（３）業務の実施体制」に基づく体制図を定め、体制図に責任者及び作業責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

２　乙は、事前に書面により甲に通知することにより、責任者及び作業責任者を変更できるものとする。

３　甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本業務の遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として作業責任者を通じて行うものとする。

（連絡協議）

第11条　乙は、本業務の円滑な遂行のため、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況の確認、仕様書の内容確認、問題点の協議等必要に応じて、甲へ連絡協議を行うことができるものとする。

（遅延利息）

第12条　甲は、自己の責に帰すべき理由により、第６条第２項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。

（履行遅延の場合における損害金）

第13条　乙が、乙の責に帰すべき理由により、納入期限までに本業務を終了しない場合においては、遅延日数に応じ、契約金額に対して民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

（契約内容の変更）

第14条　この契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

（仕様書の変更）

第15条　甲又は乙は、仕様書の内容についての変更が必要と認められる場合、その変更の内容、理由等を明記した書面を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

（資料等の提供及び返還）

第16条　甲は乙に対し、この契約に定める条件に従い、業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

２　仕様書に定めるもののほか、乙から甲に対し、業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、本契約に定める各条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。

３　業務遂行上、甲の事務所で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は作業実施場所(作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、この契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。

４　甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。

５　甲から提供を受けた資料等が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

６　甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第10条に定める作業責任者との間で書面をもってこれを行うものとする。

（資料等の管理）

第17条　乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

２　乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。

（秘密情報の取扱い）

第18条　乙は、この契約の履行に関し知り得た甲の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

（１）秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

（２）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

（３）甲から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

（４）この契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

２　秘密情報の提供を受けた当事者は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

３　乙は、秘密情報について、この契約の目的の範囲内でのみ使用し、この契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

４　乙は、秘密情報を、この契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。)の役員及び従業員に限り開示するものとし、契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。

５　秘密情報の提供及び返却等については、第19条を準用する。

６　秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

７　このほか、甲乙協議のうえ、秘密情報の取扱いに関する規則を定めたときは当該規則に従い取り扱うものとする。

（個人情報）

第19条　乙は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置(法第20条に規定する安全管理措置をいう。)を講ずることについて、個人情報を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。

２　乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

３　乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。

４　個人情報の提供及び返却等については、第16条を準用する。

５　乙は甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（納入物の所有権）

第20条　乙がこの契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、甲から乙へその対価の支払いが完了したとき、乙から甲へ移転する。

（納入物の著作権）

第21条　納入物に関する著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に移転するものとする。なお、乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

（知的財産権侵害の責任）

第22条　甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他産業財産権(以下「知的財産権」という。)の侵害の申立てを受けた場合、次の各号の全ての要件が満たされる場合に限り、第28条の規定にかかわらず乙はかかる申立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立てが甲の帰責事由による場合にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

（１）甲が第三者から申立てを受けた日から５日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること。

（２）甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及び全てについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること。

（３）甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること。

２　乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、①権利侵害のないほかの納入物との交換、②権利侵害している部分の変更、③継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講ずることができるものとする。

３　第１項の規定に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第28条の規定によるものとする。

（契約不適合責任）

第23条　甲は、第９条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認又は指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

２　前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

３　第１項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

４　前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

５　甲が契約不適合を発見した時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

６　本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

（危険負担）

第24条　本契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責に帰することができない事由に生じた損害は乙の負担とする。

（事情変更）

第25条　甲は、必要がある場合には、乙と協議して本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

２　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

３　前二項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第26条　乙は、自ら並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という｡）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする｡

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること｡

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること｡

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること｡

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

２　乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用基金の信用を毀損し、又は信用基金の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　甲は、乙が前各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。

４　甲は、前項の規定に基づき契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

（甲の契約解除）

第27条　甲は、乙が次のいずれかに該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）乙が正当な事由によらないで、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納品期限若しくは納品期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みないと認められるとき。

（２）乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

（３）公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。

（４）乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第28条　甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼしたときは、その損害の賠償を行う。

（１）甲の責に帰すべき事由により乙から解除の申入れがあったとき。

（２）甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

２　乙は、この契約の履行に当たり甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

（契約解除による違約金）

第29条　第27条第１項第１号、第３号又は第４号の規定に基づき、甲が本契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等による違約金）

第30条　乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）乙（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（３）公正取引委員会が独占禁止法第７条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（４）公正取引委員会が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（超過損害額の請求）

第31条　乙は、第29条又は第30条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき、甲が賠償を請求することを妨げない。

（遅延利息）

第32条　乙は、第29条又は第30条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（再委託の制限及び承認手続）

第33条　乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、効率的な履行を図るため、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名又は名称、再委託の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

３　乙は、同項の承認を受けた再委託(再請負を含む。以下同じ。)についてその内容を変更する必要性が生じたときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

４　乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名又は名称及び業務の範囲を記載した書面を、第２項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。

５　乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

６　甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

７　再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント未満であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として、前項までの規定は、適用しない。

（紛争の解決）

第34条　この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

２　前項の規定による解決のための要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

（管轄裁判所）

第35条　この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

（補足）

第36条　この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和５年　月　日

甲　東京都港区愛宕二丁目５番１号

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長　今井　敏

生年月日　　　年　　月　　日

乙　●●●●●●●●●

●●●●●●●●

代表取締役　●●●●●

生年月日　　　年　　月　　日